

北日本ヘア・スタイリストカレッジ学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、美容師法の趣旨に基づき、美容の専門技術並びに学術を教授し、併せて一般教養の向上と人格の陶冶を図り、優秀な美容師の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「北日本ヘア・スタイリストカレッジ」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号」に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	総学級数	備考
理美容専門課程	美容科	2年	120名	240名	6学級	昼間

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 7月20日から 8月18日まで

(4) 冬季休業 12月24日から 1月15日まで

(5) 春季休業 3月20日から 4月 5日まで

(6) 学校創立記念日

第4章 教科課程、授業時数及び成績評価

(教科課程、授業時数及び授業時数の単位数への換算)

第8条 本校の教科課程及び授業時数は、別表のとおりとする。なお、編成にあたって、教育課程編成委員会を設置し、その意見を活用するものとする。

- 2 授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 3 授業課目の授業時数を単位数に換算する場合、30時間を1単位とする。

(成績評価)

第9条 授業課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 各課目の成績評価は、100点法により40点以上を合格とする。
- 3 出席時数が、本校規定時数の5分の4に達しない者は、その課目について評価を受けることができない。
- 4 成績評価に関し、必要な事項は別に定める。

(始業時間及び終業時間)

第10条 本校の始業時刻は午前8時40分、終業時刻は午後3時00分とする。

第5章 教職員組織

(教職員)

第11条 本校の教職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 校長代理 1名
- (3) 副校長 1名
- (4) 教員 7名以上
- (5) 事務職員 1名

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者など高等学校卒業と同等の学力を有する者

(入学時期)

第13条 学生の入学については、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に保証人連署のうえ、必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きをした者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに入学金を添え手続きをとらなければならない。

(保証人)

第 15 条 在学中に保証人が転居、改名、その他異動及び死亡した場合は直ちに届け出なければならない。

(転編入学)

第 16 条 転入学及び編入学については、定員に空きがある場合にのみ所定の手続きを経た後に校長がこれを許可する。

2 昼間課程もしくは夜間課程の美容師養成施設以外からの転入及び編入は認めない。

(休学、復学)

第 17 条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、修業年限以内とする。

(転学)

第 18 条 学生が転学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定、卒業)

第 20 条 本校の定める授業課目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与、国家試験受験資格)

第 21 条 前条により、理美容専門課程美容科を修了した者には、専門士（理美容専門課程）の称号を授与する。

2 2年以上在学し所定の課目を取得した者には、美容師国家試験の受験資格を付与する。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について表彰することができる。

(懲戒)

第 23 条 学生が本校の規則に違反する等学生の本分に反する行為があった場合、校長は、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第8章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学科名	入学金 (入学時)	施設維持費 (年額)	授業料 (年額)	入学検定料
美容科	110,000円	110,000円	600,000円	15,000円

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

3 選択コースの履修にあたっては、別途経費を徴収する。

(除籍)

第25条 授業料、その他の納付金を6ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第9章 寄宿舎

(寄宿舎)

第26条 本校の寄宿舎は女子のみが入居でき、女子学生寮及び女子学生会館と称する。

2 女子学生寮及び女子学生会館の運営方法、使用方法等については別に定める。

第10章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯教育事業名	修業期間	授業時数	入学定員	総定員	総学級数
美容科通信課程	3年	300時間以上	40名	120名	3学級

2 附帯教育事業の受講料その他必要事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、適用については平成26年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行し平成30年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 必修課目・選択課目

教科課目		規定 時間数	規定 単位数	1年次 単位数	2年次 単位数
必修課目	関係法規・制度	30	1	1	0
	衛生管理	90	3	1	2
	保健	90	3	1	2
	化粧品化学	60	2	1	1
	文化論	60	2	1	1
	美容技術理論	150	5	3	2
	運営管理	30	1	0	1
	美容実習	900	30	14	16
小計	1,410	47	22	25	
選択課目	サロン実習	210	7	4	3
	デザイン	30	1	1	0
	マナーコミュニケーション	60	2	1	1
	ビューティーテクニック	180	6	5	1
	総合演習	120	4	1	3
	小計	600	20	12	8
	合計	2,010	67	34	33